

「所得補償制度」 のご案内

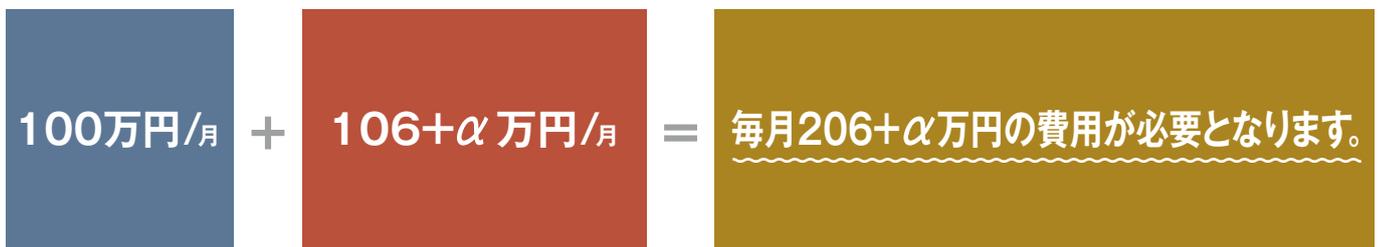
万一休診された場合に必要な費用は？

個人立の歯科診療所を経営されている先生の例

1 生活のために
必要な費用

2 休診した場合にも医業経営
のために出費を免れない費用

最低限必要となる費用は



106万円=給与費

α万円=医療機器減価償却費+建物減価償却費+その他固定費

※中央社会保険医療協議会「医療経済実態調査(平成25年6月)」記載の歯科診療所の医業収支などをベースに算出

ご自身(先生)が休診された場合いくらくらい必要になるかご存知ですか？

万一に備え、ご自身の場合の必要額をご試算ください。



※費用のうち固定費(休診しても必要になる費用)を含め、変動費(材料費や光熱費など)は除きます。

制度内容については中面をご覧ください。

<所得補償制度>お手続き方法について



「所得補償制度」の加入は簡単な4STEP!
ぜひ、歯科医業に欠かせない「所得補償制度」のご加入を検討ください!!

「所得補償設計書」が同封されている場合は、設計書に必要事項をご記入のうえ、神歯信栄サービスまでご提出ください。担当者からご連絡を差し上げます。(継続加入の方で同等条件希望の方は「所得補償制度設計書」の送付は不要です。)
※新規加入の方、継続加入の方で補償内容の拡大を希望する方は、別途加入依頼書と告知書が必要となります。

「所得補償制度」ご加入までの流れ		ポイント
STEP 1	保険の内容を確認。 (本資料と契約概要、注意喚起情報のご説明を確認)	ご加入に際して特にご確認いただきたい内容(不利益になる内容)等を記載していますので、必ず確認してください。
STEP 2	保険料表を確認し、加入型を決め、 保険金額(口数)を乗じて保険料を決めます。	ご希望されている補償内容にあった型を確認ください。保険金額の適切な設定にあたっては、神歯信栄サービスの担当者までご相談ください。
STEP 3	神歯信栄サービスに連絡します。神歯信栄サービスより、 加入書類(加入依頼書・告知書など)を送付します。 訪問にて補償内容や加入お手続きについてご説明します。	<p><告知の大切さについてのご説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。 ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。 ○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。 ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。
STEP 4	加入書類に必要事項をご記入のうえ、 神歯信栄サービスまでご返送ください。	12月1日スタートの場合は11月25日まで、中途加入(毎月1日スタート)の場合は前月25日までに加入書類のご提出をお願いします。

お問い合わせ先 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆取扱代理店

株式会社神歯信栄サービス

〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 神奈川県歯科医師会館内4階

TEL. 045-664-3571

FAX. 0120-418-664

(受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)

ホームページ ▶ <http://www.jinshi-ss.co.jp/>

◆引受保険会社



損保ジャパン日本興亜

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 横浜支店 営業第二課
〒231-0007 横浜市中区弁天通5-70

TEL. 045-661-2714 FAX. 045-201-8876

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

◆保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

◆事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル) **0570-022808**

<通話料有料>(IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。)

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■インターネットホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

(事故サポートセンター) **0120-727-110**

受付時間: 24時間 365日

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

先生の歯科医業と生活をお守りする

〈神奈川県歯科医師会会員専用〉

「所得補償制度」

のご案内

(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険)



神奈川県歯科医師会会員さま向け制度5つの特長

特長
1

最高の団体割引30%適用!! 個人でご加入されるよりお得!

特長
2

うつ病・血管性認知症など
万一の精神障害による就業不能時の収入も補償
(所得補償保険のみが対象となり、団体長期障害所得補償保険は対象となりません。)

特長
3

スピーディーな保険金お支払い

特長
4

事故がなかった場合、楽しみな無事故戻し返れい金
(毎年の保険期間内に保険金のご請求がない場合は、保険料の20%をお返します。ただし、中途脱退の場合、返れい金はありません。)

充実補償

特長
5

地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能時の収入も補償

「お手続き方法」
をご参照ください

ご加入を希望の方は…

制度内容を確認したい方は…

「制度概要」
をご参照ください

内容については取扱代理店(神歯信栄サービス)までお気軽にご相談ください!!

お問い合わせ先：株式会社神歯信栄サービス TEL:045-664-3571

「所得補償制度」 のご案内

所得補償制度とは？

突然の病気やケガで働けなくなったとき、月々の所得を補償する制度です。
入院のみでなく、医師の指示に基づく自宅療養も補償するので安心です！

※平成27年12月1日より地震、噴火またはこれらによる津波によってケガをされた場合の就業不能を補償する「天災危険補償特約」を一律セットし、より充実した補償内容となりました。

実際の保険金お支払例



がん

お支払保険金：8,000,000円
(就業不能期間124日)

休業原因
大腸がん摘出のため41日間入院。退院後、通院日数17日間を含む、自宅療養による就業不能期間は83日間に渡った。

地震による
骨折



お支払保険金：2,806,000円
(就業不能期間58日)

休業原因
地震により家具が転倒し、右足大腿骨骨折で21日間入院。退院後、診療再開するも、通院日(37日間)は就業不能となった。



ヘルニア

お支払保険金：8,516,000円
(就業不能期間110日)

休業原因
椎間板ヘルニア発症。12日間入院後、98日間は座位姿勢を取れず就業不能となった。



脳こうそく

お支払保険金：36,000,000円
(就業不能期間365日)

休業原因
脳こうそくで意識不明となり入院。手術行うも意識が戻らないまま対象期間12か月経過。

先生の休診が、先生および診療所の収入に与える影響が大きいいため、所得補償制度は、歯科医業に必要不可欠な備えとして多くの先生にご利用いただいています。

所得補償制度の内容は？

所得補償制度は「所得補償保険」と「団体長期障害所得補償保険」にて構成されています。

所得補償保険

病気やケガによって就業不能となった場合の収入減を、所定の対象期間（1年または2年）を限度に補償

- ◆対象期間は1年または2年からお選びください。
 - 1回の就業不能につき、対象期間を限度に補償します。
 - 大きな病気をされて保険金をお受け取りになった場合でも、通算して1,000日分の保険金を受け取られるまでは、原因となった病気等を補償対象外とせずご契約を継続できます。
- ◆精神障害による就業不能も補償
- ◆地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償
- ◆楽しみな無事故戻し返れい金つき(保険料の20%)
- ◆傷害による死亡・後遺障害補償特約(オプション)をセットできます。
 - ケガにより死亡・後遺障害を被った場合に一時金をお支払いします。
 - 地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償します。

団体長期障害所得補償保険

病気やケガにより、所得補償保険の補償期間（1年または2年）をこえる療養が必要になった場合、その後の収入減を、満70歳までの長期にわたり補償

- ◆一部復職の場合も補償
 - 所得補償保険の補償期間が終了し、この保険の補償が開始した後は、復職された場合でも健康時の所得の喪失割合が20%超である期間については、その喪失割合に応じて保険金をお支払いします。
- ◆地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償
- ◆楽しみな無事故戻し返れい金つき(保険料の20%)

補償イメージ図



※1.所得喪失率=(就業障害発生前の所得額-回復所得額※2)÷就業障害発生前の所得額
 ※2.回復所得額=支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。

「所得補償保険」にあわせて、長期に渡って所得を補償することができる「団体長期障害所得補償保険」の加入がオススメです。

「所得補償制度」 のご案内

〈所得補償制度〉概要のご案内

所得補償制度の概要は以下のとおりです。

契約者名	公益社団法人日本歯科医師会										
加入者	神奈川県歯科医師会の会員かつ日本歯科医師会の会員である歯科診療所開設者および従業員										
被保険者の範囲	(1) 神奈川県歯科医師会の会員かつ日本歯科医師会の会員である歯科診療所開設者および従業員 (2) (1)が開業している診療所の従業員 (3) (1)、(2)のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、同居の親族で有職者の方)										
保険期間	平成29年12月1日午後4時 から 平成30年12月1日午後4時まで										
	所得補償保険	団体長期障害所得補償保険									
保険金額(月額)	10万円(1口)~600万円(60口) ※満70歳~74歳は100万円(10口)まで ※満75歳以上は50万円(5口)まで	10万円(1口)~100万円(10口)									
加入年齢	<table border="1"><tr><td></td><td>歯科医師</td><td>歯科医師以外</td></tr><tr><td>新規</td><td>満79歳まで</td><td>満69歳まで</td></tr><tr><td>継続</td><td>満89歳まで</td><td>満69歳まで</td></tr></table> ※対象期間2年タイプは満63歳まで		歯科医師	歯科医師以外	新規	満79歳まで	満69歳まで	継続	満89歳まで	満69歳まで	満69歳まで
	歯科医師	歯科医師以外									
新規	満79歳まで	満69歳まで									
継続	満89歳まで	満69歳まで									
保険料のお支払い	口座振替による月払または年払	※平成29年12月より以下の提携金融機関から振替 【提携金融機関】神奈川県歯科医師信用組合、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、横浜銀行、スルガ銀行									
新規加入	平成29年11月24日(金)までに「加入依頼書・告知書・預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、神歯信栄サービスまでご提出ください。										
継続加入	前年と同等条件で継続加入を行う場合、 <u>加入依頼書の提出は不要です。</u>										
中途加入	前月25日までに「加入依頼書・告知書・預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、神歯信栄サービスまでご提出ください。 <u>翌月1日より補償が開始されます。</u>										

詳細につきましては「契約概要・注意喚起情報のご説明」を必ずご確認ください。